

令和8年度盛岡市生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業業務委託
企画提案審査要領

令和8年2月4日

この企画提案審査要領は、盛岡市（以下「発注者」という。）が実施する令和8年度盛岡市生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業業務委託公募型プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の資格要件の審査及び委託候補者の選考方法について、必要な事項を定めるものである。

1 資格要件の審査

プロポーザル参加者の資格要件の審査は、プロポーザル参加者から提出された企画提案書等の書類に基づき、盛岡市保健福祉部生活福祉第一課が行う。

2 選考委員会の設置

(1) プロポーザル参加者から提出された企画提案を審査するため、発注者は「令和8年度盛岡市生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業業務委託企画提案選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 委託候補者の選考は、次に掲げる委員（以下「選考委員」という。）が行う。

ア 盛岡市保健福祉部生活福祉第一課長

イ 盛岡市保健福祉部地域福祉課長

ウ 盛岡市市民部消費生活センター所長

3 委託候補者の選考方法

(1) 委託候補者の選考は、プロポーザル参加者から提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションに基づき、選考委員の採点により行う。

(2) 選考委員は、下表に定める審査項目、審査観点及び配点に基づき審査を行う。

(3) 選考委員は、個別の審査項目ごとに評価・採点を行う。

(4) 選考委員の人数に 100点を乗じた点数を満点とする。

なお、出席した選考委員の人数に60点を乗じた点数に満たない提案は、失格とする。

(5) 選考委員ごとに合計点の上位3者までに順位点（1位-5点、2位-3点、3位-1点）をつける。各選考委員の順位点を合計した総得点により総合順位を決定する。

(6) 総得点が同点の場合は、選考委員の協議により優先順位を決定する。

(7) その他選考に当たり必要な事項は、選考委員が協議して定める。

4 プレゼンテーション実施日

(1) 日時

令和8年3月12日（木） ※開始時間は、プロポーザル参加者に別途通知する。

(2) 場所

プラザおでって 3階 大会議室（盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号）

(3) 提案方法

プレゼンテーションは、発注者に提出した企画提案書等の書類に基づき行うこと。

(4) 提案時間

40分程度（説明時間：20分、質疑：20分）とする。

なお、プロポーザル参加者が複数となった場合、提案時間を短縮する可能性がある。

(5) 留意事項

ア プレゼンテーションは、提出済の企画提案書に基づき行うものとし、パソコンやスクリーン等の持込み機器の使用は不可とする。

イ プレゼンテーションに参加できる人数は、1応募者当たり2名以下とする。

5 選考結果の公表

発注者は、委託候補者を決定した後、全てのプロポーザル参加者に文書で通知するとともに、盛岡市公式ホームページで結果を公表する。

審査項目、審査の観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
事業内容	自立相談支援事業	(1) 個々の相談者の状況を十分に踏まえた支援が実施できる体制・仕組みとなっているか。 (2) 相談支援（スクリーニング、アセスメント、プラン策定等）の提案が適切であり、実効性が期待できるか。 (3) 相談者への伴走型支援に向けた体制の構築など、効果的な社会資源の開発が見込まれるか。 (4) 長期無業者やひきこもり状態にある者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者に対し、適切な支援を実施できる提案であるか。 (5) 住まい等に関する課題を抱えた者に対する居住支援を十分に行える体制となっているか。 (6) 相談者の利便性の確保に当たり、独自の工夫、提案はあるか。 (7) 相談者の自立に向けた支援における関係機関との連携が十分に行える提案であるか。	35	50
	家計改善支援事業	(1) 相談者の家計状況や滞納・債務に関する課題を解決するための支援手法となっているか。 (2) 法テラスなどの関係機関との連携が、十分に行える提案内容であるか。 (3) 家計改善支援事業の実施により、税滞納の解消や、収納率の向上が見込まれる内容となっているか。	15	
数値目標		(1) 進捗や効果を把握できる目標となっているか。 (2) 達成可能な提案内容となっているか。	10	
実施体制		(1) 各事業の人員体制（人数・資格）が適切であるか。 (2) 個人情報の管理体制は整っているか。 (3) 各支援員が業務を遂行するに必要な経験、資格を有しているか。 (4) 他の相談支援機関等との連携体制が確保されているか。	20	
受注団体としての適性 企画内容の適性		(1) 事業実績報告書の作成や総会の開催等適切な運営がされており、本事業を遂行できる運営体制があると認められるか。 (2) 団体の受託事業等の状況に照らし、本事業の提案内容が確実、適切に遂行できる体制（経済的、人的等）となっているか。	10	
経費積算の妥当性		(1) 事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性が取れているか。 (2) 支出の積算が妥当なもので、経費節減に取り組む内容となっているか。	10	
合 計			100	

審査項目の採点基準

5点：特に優れている 4点：やや優れている 3点：標準

2点：やや劣っている 1点：特に劣っている